

役員報酬等規程

社会福祉法人惠乃杜

第1条（目的）

1. この規定は、社会福祉法人恵乃杜（以下「法人」という。）の役員の報酬及び実費代償等について必要な事項を定める。

第2条（定義）

1. この規定で役員とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第3条（役員の報酬）

1. 役員の報酬は無報酬とする。但し、施設に常勤し実務を行う理事の報酬については、別に定める「賃金規定」を適用する。

第4条（役員の交通費）

1. 役員が次の理事会に出席した時は、次のとおり交通費を支給することができる。

1) 理事

年度末理事会 5,000 円

決算採決理事会 5,000 円

補正予算採決理事会 5,000 円

2) 評議員

定時評議員会（6月） 5,000 円

2. 前項の交通費は、その都度現金で支払う。

第5条（報酬・交通費の見直し）

1. 翌年度の報酬、交通費の額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価の上、見直すことがある。

第6条（慶弔見舞金）

1. 役員についての慶弔見舞金については「慶弔見舞金規程」に別に定める。

第7条（改廃）

1. この規定を改正又は廃止する必要がある場合は、法人理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規定は平成29年4月1日から実施する。
2. この規定は令和2年4月1日から実施する。